

## 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出について

- 1 趣 旨 平成 21 年 5 月施行の改正介護保険法において、介護サービス事業者の不正行為を未然に防止するとともに、利用者等の保護と介護事業運営の適正化を図るため、事業者に対し各行政庁への業務管理体制整備に係る届出が義務付けられています。
- 2 内 容 ①事業規模（事業所等数）に応じた業務管理体制を整備し、②電子申請フォームから届出を行ってください。

### ① 事業規模（事業所等数）に応じた業務管理体制の整備

整備内容	事業所等数		
	20 未満	20 以上 100 未満	100 以上
①法令遵守責任者の選任	○	○	○
②法令遵守規程の整備	×	○	○
③内部監査規程の整備	×	×	○

※事業所等数  
＝事業所又は施設

### ② 電子申請フォームからの届出

令和 5 年 3 月 28 日 13 時から、「業務管理体制の整備に関する届出システム」（以下「届出システム」という。）を使った電子申請等による届出が可能となりましたので、原則、こちらのシステムから届出を行ってください。

※「届出システム」運用前に、すでに事業者（法人）番号を取得している事業者は、新たに事業者番号を取得することはできませんので御注意ください。

※各事業者の事情により、電子申請での届出ができない場合は、京都府高齢者支援課までその旨御連絡の上、以下区分に従い関係行政機関へ届出を行ってください。

※詳細については、[京都府ホームページ](#)へ掲載しておりますので御確認ください。

事業所等の所在状況	届出先	届出様式
2 以上の都道府県の区域、かつ、3 以上の地方厚生局の区域	厚生労働省（本省）	国が別途作成
2 以上の都道府県の区域、かつ、2 以下の地方厚生局の区域	事業者の主たる事務所が所在する都道府県	都道府県が作成
京都府の区域内のみ	京都府	
京都市の区域内のみ	京都市	市町村が別途作成
地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、事業所が同一の市町村内のみ所在する事業者	市町村	

- 3 検査等 京都府では、業務管理体制に関する検査実施要綱及び検査実施要領を定め、運営指導の際に併せて検査を実施しています。

## ※事業所等の数え方について

整備すべき業務管理体制は、介護サービス事業者が運営する事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数により異なりますが、事業所等を数える際には以下の点についてご注意願います。

- ◇ 事業所等の数については、その指定を受けたサービスを種別ごとに1事業所と数えます。（同一事業所であっても、サービス種別が異なる場合は異なる事業所等として数えます。）
- ◇ 例えば、A事業所が、「訪問看護」と「介護予防訪問看護」の指定を併せて受けている場合は、その事業所数は「2」と数えます。
- ◇ みなし事業所及び総合事業における介護予防・生活支援サービス事業については、事業所数に含みません。
- ◇ その他、事業所等の数え方に関連して問い合わせの多い内容について掲載いたしますので、参考にしてください。

質問内容	回答
休止中の事業所等については含まれるか。	休止中の事業所等も数に含める。
事業所等の数に含めない「みなし事業所」とは何をさすのか。	「みなし事業所」とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション）について、健康保険法による保険医療機関又は保険薬局の指定があったとき、介護保険の指定があったとみなされている事業所をさすものである。 （介護保険法第71条第1項、第115条）
届出書に記載する事業所の指定年月日は、更新の有無にかかわらず当初の指定年月日に記載するのか。それとも更新していれば更新年月日に記載するのか。	当初の指定年月日に記載する。

事 務 連 絡  
令和 5 年 3 月 27 日

各介護サービス事業者代表者 様

京都府高齢者支援課

### 業務管理体制の整備に係る届出事務の電子申請化について

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32に基づく業務管理体制の整備に係る届出については、現在、届出書の郵送等により提出をいただいているところですが、今般、行政手続きの簡素化及び効率化の推進の観点から厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」（以下、「届出システム」という。）が構築され、下記の日時以降、電子申請等による届出が可能となりますのでお知らせします。

なお、届出システムの最初の利用にあたっては、事業者ごとにIDやパスワードの取得が必要となりますので、下記3に沿って手続きを行うとともに、必要に応じて、参考（介護サービス事業者の業務管理体制整備と届出）及び別添2（業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事業者版））をご確認いただき対応願います。

### 記

#### 1 届出システム運用開始日時

令和5年3月28日（火）13時00分

#### 2 業務管理体制の整備に関する届出が必要な場合

介護保険法に基づき、全ての事業者は、業務管理体制を整備し、事業所等の展開の状況に応じ、以下①の事項について、関係行政機関に届け出る必要があります。（介護保険法第115条の32第1項及び第2項）

また、以下①又は②の事項に変更がある場合についても、届出が必要となります。（介護保険法第115条の32第3項）

なお、詳細については、参考（介護サービス事業者の業務管理体制整備と届出）を確認ください。

#### ① 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の40第1項第1号から第4号に基づく届出事項

- ・ 第1号 事業者「名称」、「主たる事務所の所在地」、代表者「氏名」、「生年月日」、「住所」、「職名」
- ・ 第2号 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日

- ・ 第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- ・ 第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要

② 介護保険法第115条の3第2項各号に掲げる区分の変更（届出先の変更）

- ・ 事業所等の指定等により、事業者が管理する事業所が増減し、事業展開地域が変更となり、届出先区分の変更が生じた場合

3 届出システムを利用した初回届出時の初期設定について

(1) 新規参入する事業者が届出システムを利用して届出を行う場合

別添2（業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事業者版））の6頁に記載のURLをブラウザに貼付し、アクセス後「初めて本システムを利用される方へ：新規に届出を行う場合はこちら」をクリックして必要な手続きを行ってください。

(2) 既存事業者（事業者（法人）番号を発行済み）が届出システムを利用して届出を行う場合

① 別添2（業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事業者版））の6頁に記載のURLをブラウザに貼付し、アクセス後「既に事業者番号（Aから始める番号）をお持ちの場合はこちら」をクリックしてください。

② 「既に事業者番号（Aから始める番号）をお持ちの場合はこちら」をクリック後の画面に以下の必須項目の情報を全て入力後、確認ボタンをクリックし、入力内容を確認し、実行をクリックします。

- ・ 事業者（法人）番号  
（\*エラー表示が出た場合は、過去の事業者（法人）番号を入力）
- ・ 連絡先メールアドレス
- ・ 連絡先（担当者の所属・氏名・フリガナ）
- ・ 電話番号

③ 連絡先メールアドレス宛てに、ユーザ登録完了のお知らせが届きます。

④ 上記③により、届出システムの初期設定は完了です。

⑤ 次回利用時からログイン画面より、ユーザIDとパスワード（事業者（法人）番号）を入力することで届出システムを利用することができます。

4 留意事項

(1) 届出システム以外での届出処理について

届出システムの運用開始後についても従来どおり、郵送等による届出は可能です。

(2) 業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事業者版）について

今回、別添2（業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事業者版））については、初版であるため送付しております。

なお、届出システム稼働後については、届出システムよりダウンロードし、閲覧が可能です。

(3) 介護保険法第115条の3第2項各号に掲げる区分の変更（届出先の変更）について

変更前の区分による届出先及び変更後の区分による届出先の双方に、届出を行う必要がありますが、届出システムによる届出を行った場合は、一度の届出で双方の届出先に情報が伝達されます。